

005GBNS5

391057

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



【表紙】  
【提出書類】 大量保有報告書  
【根拠条文】 法第27条の23第1項に基づく報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【氏名又は名称】 弁護士 森下 国彦  
【住所又は本店所在地】 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー  
アンダーソン・毛利・友常 法律事務所  
【報告義務発生日】 平成17年10月27日  
【提出日】 平成17年11月2日  
【提出者及び共同保有者の  
総数(名)】 1名  
【提出形態】 その他

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	(株) ジャレコ
会社コード	7954
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	JASDAQ
本店所在地	〒106-0032 東京都港区六本木 1-9-9

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ロックハンプトン・マネジメント・リミテッド Rockhampton Management Limited
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、私書箱 1234 GT、 サウス・チャーチ・ストリート 113、クイーンズゲート・ハウス、 オジール・フィデュシアリー・サービス・リミテッド気付
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2003年4月23日
代表者氏名	ジェフリー・フォーデイ
代表者役職	取締役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

投資顧問契約に基づき、顧客資産を運用している。
-------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			12,195,000
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 12,195,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 12,195,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年10月27日現在)	S 114,402,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	10.66%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	—

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年9月2日	株券	80,000	取得	
2005年9月7日	株券	15,000	取得	
2005年9月9日	株券	32,000	取得	
2005年10月11日	株券	200,000	処分	
2005年10月18日	株券	50,000	処分	
2005年10月19日	株券	14,000	処分	
2005年10月27日	株券	8,000,000	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
------

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	3,043,740
上記内訳 (具体的に)	顧客資産
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	3,043,740

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者名	所在地
	該当なし		

## POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Rockhampton Management Limited with its principal office at c/o Ogier Fiduciary Services Limited, Queensgate House, 113 South Church Street, P.O. Box 1234 GT, Grand Cayman, Cayman Islands (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Kunihiko Morishita, Attorney-at-Law, of Anderson Mori & Tomotsune with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

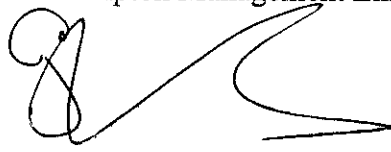
1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies, the relevant stock exchanges or to JASDAQ; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

This Power of Attorney shall remain effective perpetually unless the Company expressly revokes or terminates this in writing.

The Company hereby agrees for the attorney to attach a copy of this Power of Attorney in lieu of an Original Power of Attorney to each and every Report to be filed by the Company for all issues reportable by the Company, and acknowledge that such copy has the same effect as the original Power of Attorney.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 29 day of March, 2005.

Rockhampton Management Limited



Geoffrey Forday  
Director

(訳文)

## 委任状

ケイマン諸島、グランド・ケイマン、私書箱 1234 GT、サウス・チャーチ・ストリート 113、クイーンズゲート・ハウス、オジール・フィデュシアリー・サービシズ・リミテッド気付に住所を有するロックハンプトン・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木一丁目 6-1 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士森下国彦を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

本委任状は、当社が明示的に書面で破棄しない限り、下記日付より永久に効力が持続するものとする。

当社は、代理人が当社のためにすべての銘柄について大量保有報告書または変更報告書等すべての報告書を提出するときには、本委任状の写しをもってこれをオリジナルとして使用することを許可する。

上記の証として、当社は、2005年3月29日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

ロックハンプトン・マネジメント・リミテッド

(署名)

氏名： ジェフリー・フォーデイ  
役職： 取締役